



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 戸田建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 今井 雅則
(コード：1860、東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 大友 敏弘
(TEL. 03-3535-1357)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 9 2 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日から施行され、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 27 条および第 35 条に所要の変更を行うものであります。

なお、第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更定款案
<p>第27条【取締役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第35条【監査役 of 責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>第27条【取締役の責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 <u>(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第35条【監査役 of 責任免除】 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

同上 (株主総会開催日)

以 上